

平成三十年法律第二百号  
ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

目次

第一条 総則（第一条—第六条）	第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表（第七条）
第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たつての留意等（第八条—第十二条）	第三章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たつての留意等（第十三条）
第四章 ユニバーサル社会推進会議（第十三条）	附則
	（目的） 第一章 総則
	（定義）
第三条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。	（第二条） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者の有無、年齢等にかかわらず、國民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に發揮し、もつて國民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。 三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようするため、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目標として行われる諸施策をいう。 イ 障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（亦及び第十条において「社会的障壁」といいう。）を除去すること。 ロ 障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に發揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。 ハ 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができるようになること。 ニ 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができるること。 ホ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすることにより、社会的障壁を生じさせないこと。
第四条 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする責務（地方公共団体の責務）	（第三条） 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。
第五条 事業者及び国民の努力（事業者及び国民の努力）	（第五条） 事業者及び國民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
第六条 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。（法制上の措置等）	（第六条） 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
第七条 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取扱まとめ、公表しなければならない。（第二章）	（第七条） 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たつての留意等）
第八条 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たつては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。（第三章）	（第八条） 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たつては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。 一 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること。 二 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。 三 障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。 四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。 五 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようするために必要な防災上の措置を講ずること。 六 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、國民審査又は投票に關し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようすること。 （障害者、高齢者等の意見の反映）
第九条 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たつては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等）	（第九条） 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たつては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （障害者、高齢者等の意見の反映）
第十一条 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためにには國民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。（障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及等）	（第十一条） 國及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためにには國民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。 （障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及等）
第十二条 國は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、國、地方公共団体、事業者、國民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。（連携協力体制の整備）	（第十二条） 國は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、國、地方公共団体、事業者、國民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

**第四章****ユニバーサル社会推進会議****第十三条**

政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。

**附 則****(施行期日)**

この法律は、公布の日から施行する。

**(検討)**

国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。